

報道ご関係者各位
2010年1月28日

マニユライフ生命、新商品『こだわり終身(低解約返戻金型)』を販売開始

マニユライフ生命保険株式会社（社長兼 CEO：クレイグ・ブロムリー、本社：東京都調布市）は、2010年2月1日より、無配当終身保険『こだわり終身(低解約返戻金型)』を、プランライト・アドバイザー（PA、自社営業職員）チャンネル、MGA^{*1}チャンネルの両販売チャンネルを通じて全国で販売開始します。

『こだわり終身』は、一生継続死亡保障、保険料の低廉化、保険料払込期間の選択肢の多様化、将来の資産作りにつながる商品機能等が特長の終身保険です。万一の場合にもしっかり備えながら、将来に向けて着実に財産を築いていきたい、という多くのお客様のニーズにお応えすることにこだわって開発したことから、「こだわり終身」と命名いたしました。

また、近年高まっているお客様の健康志向にあわせて、非喫煙者の方を対象に割安な非喫煙者保険料率(ノンスモーカー料率)を用意しました。

『こだわり終身』の特長

特長1：一生涯にわたる死亡保障

- ・保険期間は一生涯。ご家族に資産を遺すことができます。

特長2：割安な保険料

- ・保険料払込期間中の解約返戻金を低く抑えることで、保険料負担を軽減。^{*2}
- ・非喫煙者の方には、標準保険料率より割安なノンスモーカー料率が適用されます。^{*3}

特長3：保険料払込方法および保険料払込期間の豊富なバリエーション

- ・保険料払込方法および保険料払込期間（低解約返戻金期間）は、豊富なプランの中からお客様のニーズに合わせてお選びいただけます。
- ・保険料払込期間満了後もご契約を継続していただくと、多くの場合、解約返戻金は払込保険料総額を上回ります^{*4}。解約返戻金を老後資金にご活用いただくことも可能です。^{*5}

マニユライフ生命では引き続き、マニユライフ・ファイナンシャルが海外市場で培ったノウハウと当社の国内での経験を結集しながら、真のお客様ニーズにお応えするためのご提案を積極的に推進し、より一層多くのお客様に喜んでいただける商品・サービスをお届けすることを目指してまいります。

^{*1} MGA とは、北米市場において大型・独立代理店型の販売組織を意味する **Managing General Agents** の略です。当社は 2007 年 2 月に MGA 開発部を新設し、企業経営者や資産家等の富裕層の方々を中心に、日本において新しいタイプの代理店事業の構築を目指し取り組んでおります。

^{*2} 保険料払込期間中の解約返戻金は、保険料を払い込んだ年数により計算される金額に低解約返戻金割合(70%)を乗じて得られる金額となります。

^{*3} 非喫煙者保険料率は、過去 1 年以内に喫煙をしていないこと（喫煙歴については告知に加え弊社所定の検査を実施させていただきます。）が適用の条件となります。

^{*4} ご契約年齢・性別、保険料の払込状況等によっては、解約返戻金が払込保険料総額を上回らない場合もありますので、解約返戻金については設計書などをご確認ください。

^{*5} 解約した場合は、以後の保障はなくなります。

マニユライフについて

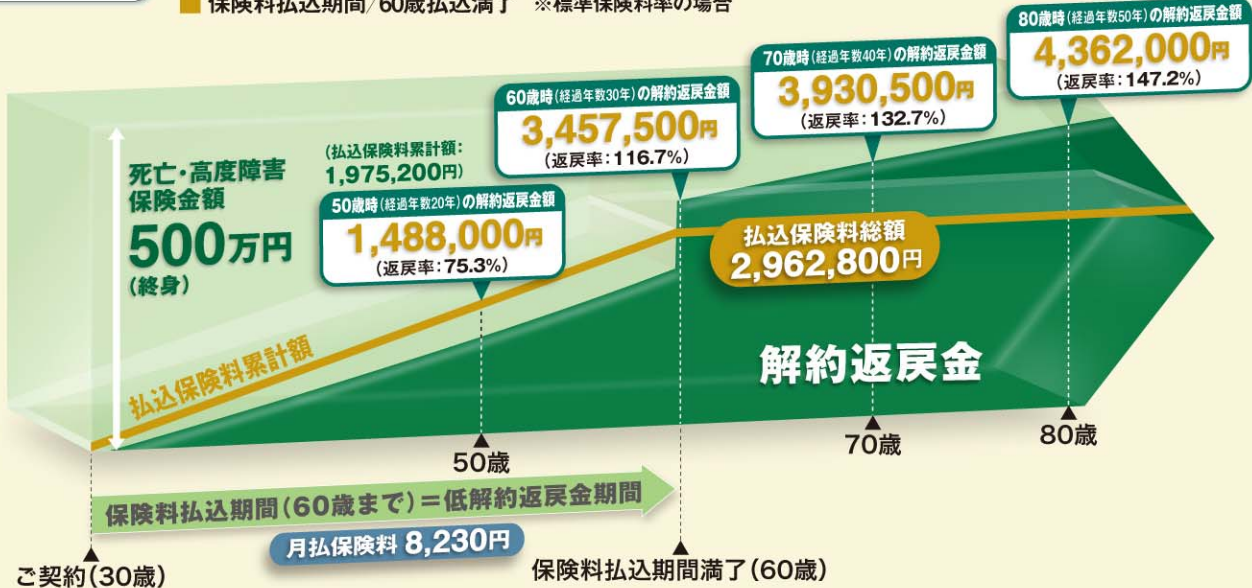
マニユライフ生命保険株式会社(「マニユライフ生命」)は、マニユライフ・ファイナンシャル社のグループ企業です。マニユライフ・ファイナンシャルは、カナダを本拠とし、世界 22 ヶ国・地域で数百万のお客様にサービスを提供している金融サービスのリーディング・グループです。カナダおよびアジア地域では、マニユライフ・ファイナンシャルとして、また、米国においては、主にジョン・ハンコックとして事業を展開し、同社職員、エージェントおよび販売パートナーの広範囲にわたるネットワークを通じて、お客様に多種多様な保障商品や資産運用サービスを提供しています。マニユライフ・ファイナンシャルの管理運用資産は 2009 年 9 月 30 日現在 4,365 億カナダドル (4,071 億米ドル) となっています。

マニユライフ・ファイナンシャル社は、トロント証券取引所、ニューヨーク証券取引所およびフィリピン証券取引所においては「MFC」の銘柄コードで、また、香港証券取引所では「945」で取引されています。

マニユライフ・ファイナンシャルについての詳細は同社ホームページ (www.manulife.com) をご覧下さい。マニユライフ生命のホームページは次の通りです。 (www.manulife.co.jp)

ご契約例

- 無配当終身保険 (低解約返戻金特則付) ■ 被保険者/30歳・男性 ■ 死亡・高度障害保険金額/500万円
- 保険料払込期間/60歳払込満了 ※標準保険料率の場合



上図の場合の解約返戻金額・払込保険料累計額・返戻率の推移

- 被保険者/30歳・男性
- 死亡・高度障害保険金額/500万円
- 保険料払込期間/60歳払込満了

経過年数	標準保険料率: 月払保険料 8,230円			非喫煙者保険料率: 月払保険料 7,765円		
	解約返戻金額 A	払込保険料累計額 B	返戻率 A/B	解約返戻金額 A	払込保険料累計額 B	返戻率 A/B
5年	292,500円	493,800円	59.2%	278,000円	465,900円	59.7%
10年	686,000円	987,600円	69.5%	653,000円	931,800円	70.1%
20年	1,488,000円	1,975,200円	75.3%	1,427,500円	1,863,600円	76.6%
30年	3,457,500円	2,962,800円	116.7%	3,336,500円	2,795,400円	119.4%
40年	3,930,500円	2,962,800円	132.7%	3,830,500円	2,795,400円	137.0%
50年	4,362,000円	2,962,800円	147.2%	4,289,000円	2,795,400円	153.4%



ノンスモーカーなら保険料が割安に

上記ご契約例において

非喫煙者保険料率 (ノンスモーカー料率) が適用された場合

非喫煙者保険料率 (ノンスモーカー料率) は、過去1年以内に喫煙をしていないこと (喫煙歴については告知に加え弊社所定の検査を実施させていただきます。) が適用の条件となります。

月払保険料 **7,765円**

- このページに表示している「解約返戻金額」「払込保険料累計額」「返戻率」などの数値は、ご契約時の契約内容が表示の経過年数に達するまで変更なく継続したものと算出しています。
- 経過年数5年～20年における上表の数値は、契約時から表示の経過年数を経過する直前の数値です。
- 経過年数30年～50年における上表の数値は、契約時から表示の経過年数を経過した日における数値です。

■ ご加入条件

種類	保険料率	保険料払込期間 / 特約の保険期間	契約年齢※1		保険金額※2			最低保険料 (特約保険料含む)
			最低	最高	最低	最高	単位	
無配当 終身保険	非喫煙者	10年	21歳	90歳	200万円	5億円 *ご契約年齢・ご職業などにより、お引受けできる保険金額に制限があります。	10万円	月払 3,000円 半年払 17,000円 年払 35,000円
	標準		0歳					
	非喫煙者	15年	30歳	75歳				
	標準		0歳					
	非喫煙者	55,60,65,70 80,90歳	21歳	保険料払込 期間-15歳				
	標準		0歳					
非喫煙者	終身	21歳	90歳					
標準		0歳						
無配当 新災害割増特約		主契約の保険料 払込期間と同じ※3	4歳	80歳	100万円	主契約の死亡保険金の1.0倍 または1億円のうち低い金額		

※1 弊社は、契約年齢に保険年齢を採用しています。

※2 弊社の他の保険契約と通算しますので、詳しくは弊社プランライト・アドバイザーまたは代理店にご確認ください。

※3 主契約が終身払のときは90歳とします。

「契約概要」、「重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」、「ご契約のしおり/約款」はご契約についての大切な事項、保険の知識などについてご説明しています。ご契約の際には必ずご一読のうえ大切に保管してください。
この保険は、「保険種類のご案内」に記載されている「終身保険」です。「保険種類のご案内」については、募集代理店またはマニユライフ生命保険株式会社にお問合わせください。

以上

(登) マニユライフ(COM)09-10441(22.1.18)